がん検診精度管理調査(集団検診実施機関)の調査結果について

1 調査の概要

- ・「がん予防重点教育及びがん検診実施のための指針」では、がん検診の事業評価を行うにあたっては、「事業評価のためのチェックリスト」(以下、「CL」とする)等により実施状況を把握するとともに、がん検診受診率、要精検率、精検受診率等の「プロセス指標」に基づく評価を行うことが不可欠であるとされている。
- ・そのため、がん検診の精度管理状況の確認のため、集団検診実施機関を対象にCLの遵守状況調査を実施した。

調査方法	郵送による紙面調査
W1 11 / 12	「精度管理ツール<雛型集>平成28年度版(国立がん研究センター)」の
	検診実施機関用調査票を使用
調査対象	県内市町村から集団がん検診を受託している検診実施機関 17機関
	及び集団検診の検査業務を受託する検査機関 1機関
調査期間	平成 28 年 10 月~11 月
	※平成28年度中に実施又は実施予定のがん検診について調査

2 調査結果及び公表(案)

資料2-2のとおり

3 評価方法(案)

- ① 「1. 受診者への説明」の取り扱いについて
 - ・調査項目のなかで「1. 受診者への説明」については、市町村との事前の取り決めが必要になるが、調査時点では、平成28年度のCL改定に未対応の検診機関が多く、一律の回答を得られなかった。
 - ・今回の調査結果の評価にあたっては、「1. 受診者への説明」を除いた項目により 行うこととする。
 - ・特に複数の市町村の検診を受託する機関では、本項目への対応方針の検討等に時間を要することが想定される。結果返却時に、市町村と検診実施機関に「1. 受診者への説明」への対応方針を検討するよう促すこととする。

② 評価基準について

- ・「精度管理ツール<雛型集>平成28年度版(国立がん研究センター)」では、評価基準を「今後、研究班等で検討し設定予定」としている。現時点では、旧CL (H20年度)項目に対応して設定された評価基準が参考として示されるとともに、各都道府県内の実施体制の水準・分布に応じて独自に評価基準を検討することが推奨されている。
- ・現時点では、独自の評価基準を検討することができないため、旧 CL (H20 年度) 項目に対応して設定された評価基準を適用することとする。
- ・今後、「1. 受診者への説明」も含めた実施状況や、個別検診を併せた県全体の分布等をみて、本県の評価基準を検討していく必要がある。